

グローバル経済のダイナミズムを取り込む
「成長と分配の好循環」の拡大
参考資料

2022年4月27日

十倉 雅和

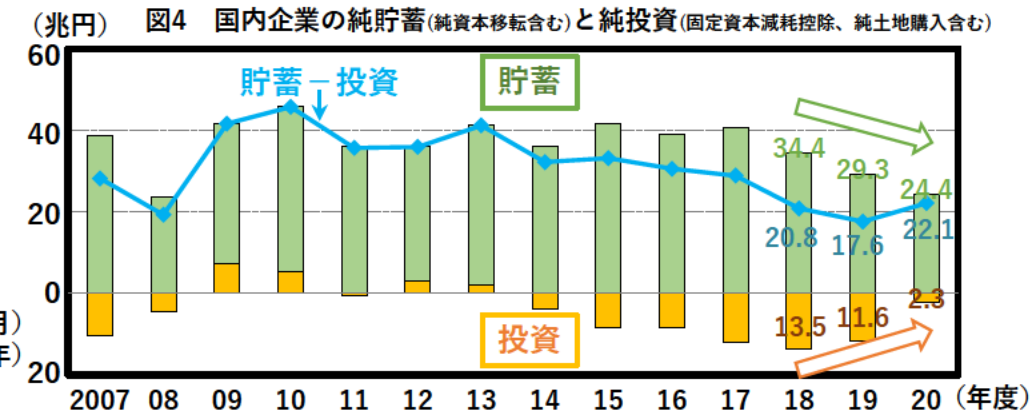
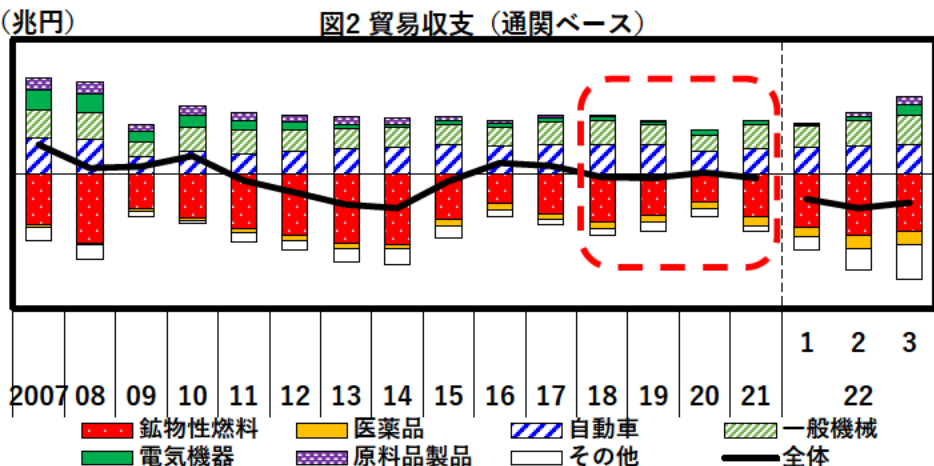
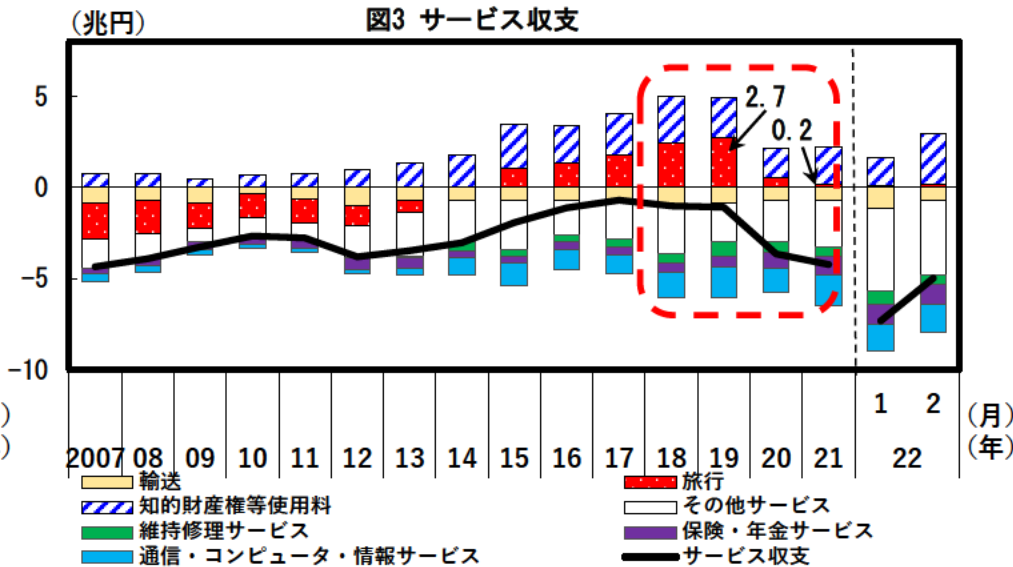
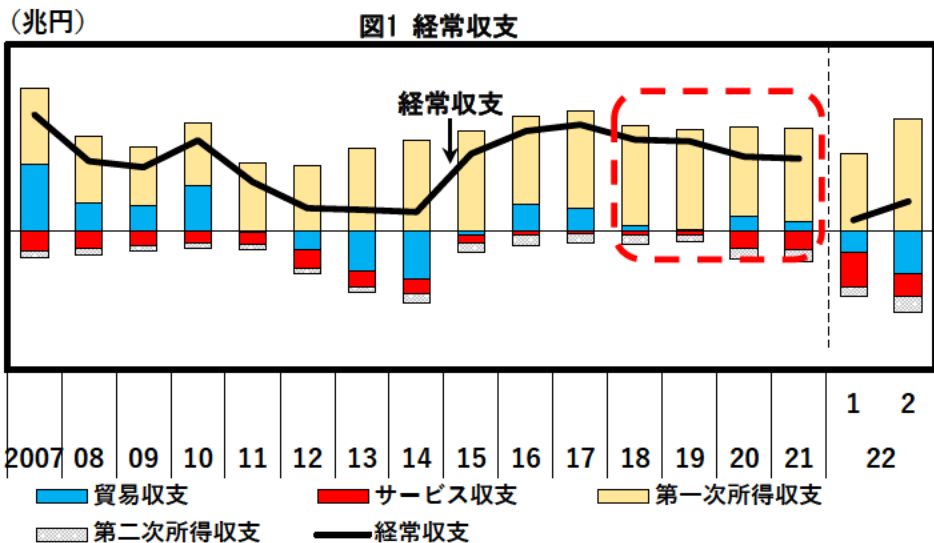
中空 麻奈

新浪 剛史

柳川 範之

経常収支と貯蓄投資差額の動向

- ・経常収支黒字は、縮小傾向が継続。コロナ禍で旅行収支の黒字が大幅減(2019年2.7兆円⇒21年0.2兆円)。
- ・とりわけ最近は、鉱物性燃料と医薬品、通信・コンピュータ・情報サービスの赤字収支が拡大。
- ・マクロの企業部門は、近年、純貯蓄も純投資も縮小傾向。民間企業の投資機会の拡大が重要。



(備考) 財務省・日本銀行「国際収支統計」、内閣府「国民経済計算」、財務省「貿易統計」により作成。2022年値は月次値を年率換算し算出。

左下図：通関ベース。各品目の輸出入額におけるシェア(2021年)は、鉱物性燃料)輸出：1%、輸入：20%、「医薬品」輸出：1%、輸入：5%、「一般機器」輸出：20%、輸入：9%、「自動車」輸出：13%、輸入2%

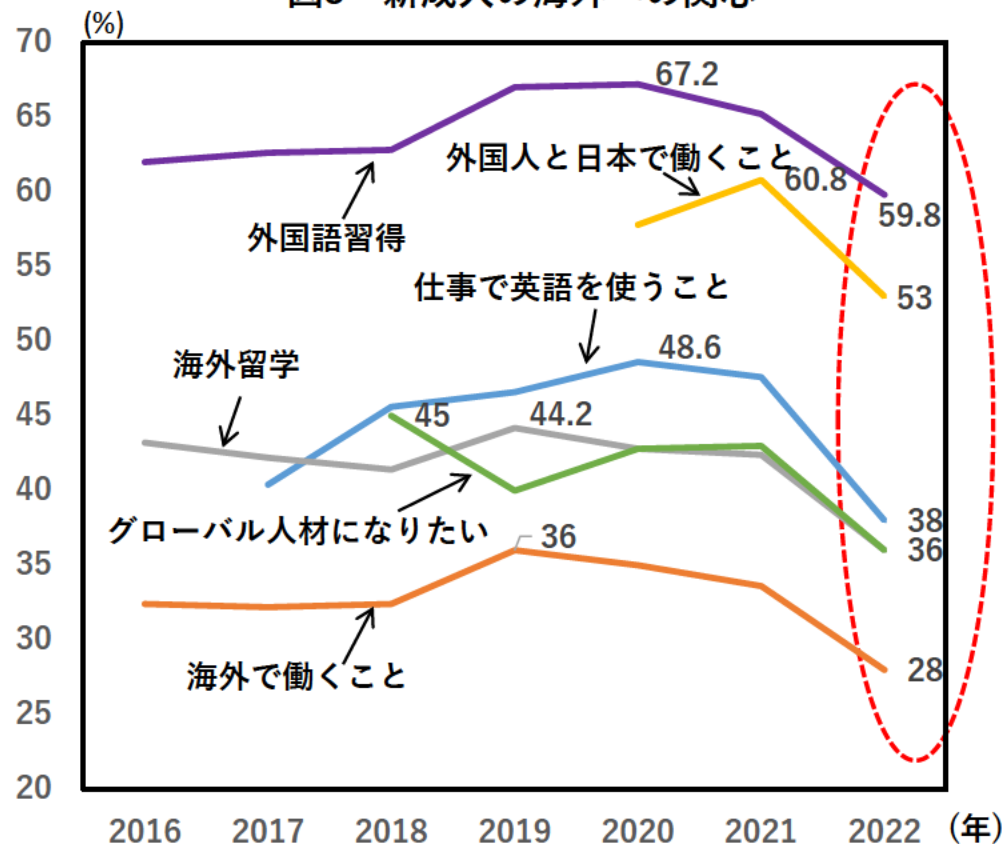
右上図：「その他サービス」とは、委託加工サービス、建設、金融サービス、その他業務サービス、個人・文化・娯楽サービス、公的サービス等の合計。

右下図：金融機関と非金融法人企業の合計。

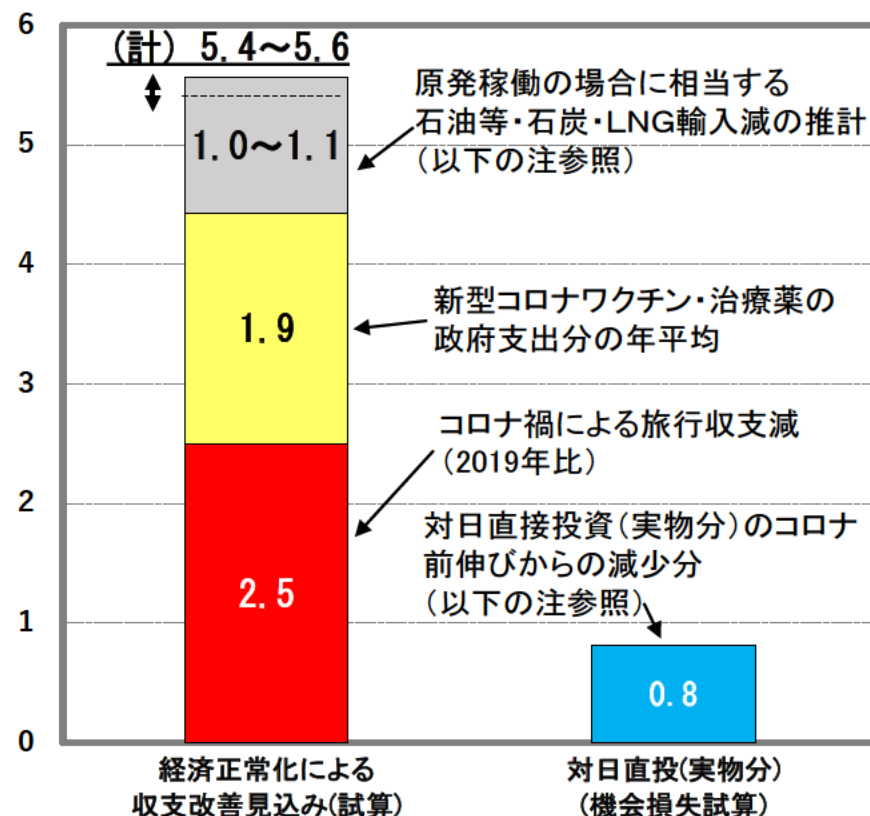
コロナ禍での内向き志向と経常収支・対日直接投資の変化

- ・若者の海外への関心は、約2年間のコロナ禍を経て、2022年に大幅に低下し、若者の「内向き志向」が顕著。
- ・今後、旅行収支黒字減の回復やワクチン・治療薬購入の医薬品収支赤字の回復、また、原発稼働による鉱物性燃料の輸入額の減少による経常収支改善、対日直接投資の機会損失の回復などが期待される。

図5 新成人の海外への関心



(兆円) 図6 経常収支及び投資の改善の簡易試算



(備考) 左図：マクロミル社「2022年新成人に関する調査」(n=500)より作成。「グローバル人材になりたい」については、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計。その他は「関心がある」と「やや関心がある」の合計。

右図：原子力発電のうち稼働していない年間発電量推計(100万kW/基×24h×365日×22基(注)×0.7~0.8(平均稼働率)=0.13~0.15兆kWhに相当する分を、石油等、石炭、LNGの年間発電量(それぞれ0.06兆kWh、0.31兆kWh、0.39兆kWh)に応じて割り当てるとそれぞれの17.8~20.4%に相当し、それぞれの輸入額(9.1兆円、2.8兆円、4.3兆円)、それぞれの輸入のうち発電に使われる割合(0.1、0.6、0.7)を乗じて推計すると、約1.0~1.1兆円が試算される。また、対日直接投資残高の直近(2020-21年)の増分3.8兆円とその前の19-20年の増分5.4兆円からの差分1.6兆円から、対日直接投資のM&A割合(2018年47%)を考慮すれば実物投資約0.8兆円増の機会損失と推計される。

(注) 再稼働停止中5基、設置変更許可+理解表明3基、設置変更許可4基、新規性基準審査中10基

水際対策の状況（国内外）

・段階的に緩和されている水際対策について、正常化を目指す取組を一層強化すべき。併せて、我が国が国際的に持たれている鎖国イメージの改善に取り組むべき。

図7 入国に対し必要な書類・手続（2022年4月現在）

○日本入国時の検疫手続に必要な証明書等（全員）

- ・PCR等の検査証明書の提示
- ・待機のための誓約書の提出
- ・必要なアプリの登録
- ・質問票の提出
- ・ワクチン接種証明書の提出

○外国人の新規入国の際に、追加で必要な資料

- ・有効な査証
 - その査証申請にあたり、受入責任者によるオンライン申請等が必要

※課題として、スタートアップの関係者など日本国内に受入先がない者の対応等。

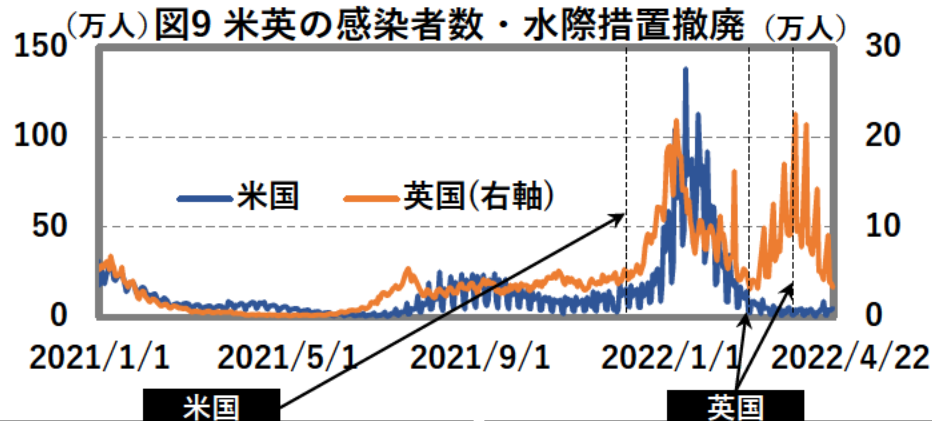
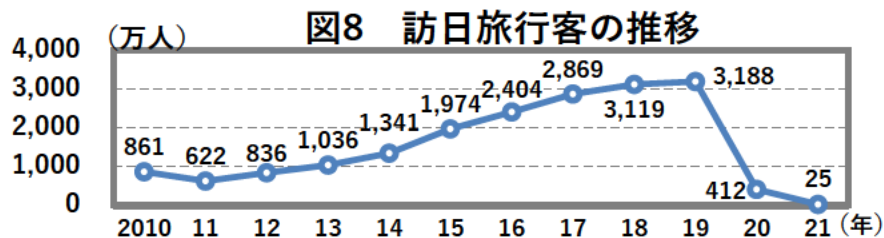
（参考1）経済界から指摘されている課題

ビザなし渡航の復活、ワクチン接種証明がある場合の日本到着空港での検査の省略、健康管理システムに登録した場合の査証発給の省略 等

（参考2）最近の水際対策等の主な変遷

2021/11/8	11/30-12/1	3/1
水際措置緩和	水際措置強化	水際措置緩和
①外国人の商用・就労目的等の新規入国を許可。 ②ワクチン接種証明書保持と入国後3日目以降の検査陰性により行動可能(要活動計画書)。	①11/8から認めている外国人の新規入国、特定行動を可能とする措置の停止。 ②日本に到着する航空便の新規予約を抑制。	①受入責任者が所定の申請を完了すれば、外国人の新規入国を原則許可。 ②入国後の自宅待機期間中でも自宅等への移動に際し公共交通機関の使用が可能。

※2022/1/21 東京都「まん延防止等重点措置」適用、2022/3/21 解除



米国

2021年12月6日～

- ①外国人の入国の場合、ワクチン接種完了証明の提示義務
- ②出発1日以内の感染検査の陰性結果、又は過去90日以内に感染症から回復した証明の提示義務

英国

2022年2月11日～

- ・ワクチン接種完了者
 - ①入国前の追跡様式の入力義務
- ・ワクチン接種未了者
 - ①入国前の追跡様式の入力義務
 - ②渡航前検査義務
 - ③入国2日目以内の検査実施義務

↓

2022年3月18日～
完全撤廃

（備考）左：厚生労働省及び外務省公表資料により作成。右上図：日本政府観光局「訪日外客数」により作成。右下：Our World in Data、米国疾病予防管理センター公表資料（2022年1月27日更新）、英国政府公表資料（2022年3月14日）等により作成。感染者数は2022年4月25日時点で確認したデータ。米国は空路での入国条件。